

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）（以下「細則」という。）に基づき下記のとおり特定者以外に参加意思を有し、応募資格を満たす者の有無を確認する公示を行います。

2025年2月10日

独立行政法人国際協力機構
北海道センター 契約担当役 所長 阿部 裕之

調達管理番号	24c00662000000
調達件名	効果的な参加型灌漑管理と水利組織の能力強化（B）
業務種別	事業委託契約-本邦研修員受入事業-課題別研修
仕様等	別紙1「業務仕様書」による
契約履行期間	2025年5月上旬から2025年11月下旬（予定）
選定方法	参加意思確認公募（詳細は別紙1「業務仕様書」による）
特定者	一般財団法人日本国際協力センター北海道支所
応募資格	公示日において有効である全省庁統一資格を有すること。 その他、細則参加資格及び業務仕様書に記載の応募要件に該当すること
参加意思確認書提出期限	2025年2月28日（金）12:00（正午）
契約担当部署	北海道センター研修業務課 小笠原 奈央 電話番号：011-866-8393 メールアドレス： Ogasawara.Nao@jica.go.jp
独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則参加資格	以下のいずれにも該当しないこと (1)当該契約を締結する能力を有しない者 (2)破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者 (3)独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者 (4)独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者
情報の公表について	本競争への参加を以て、選定結果情報、契約情報（法人、個人、団体名（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員も同様）を含む）の公表に同意したものとみなします。 機構の契約に関する情報の公表の基本方針は下記ウェブサイトの通りです。 「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」 https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html
その他	その他詳細は別紙1「業務仕様書」による

以上

24c00662000000

2025-2027 年度課題別研修「効果的な参加型灌漑管理と水利組織の能力強化（B）」 に係る参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構 北海道センター（以下、「JICA 北海道」という。）は、以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、開発途上国から研修員として日本に招いた灌漑管理分野の開発の中核を担う人材に対し、所定の案件目標等を達成するべく、効果的な水管理を実現するために必要な知識や技術を提供する目的で研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、一般財団法人日本国際協力センター北海道支所（以下、「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、石狩・空知管内において 2020 年度より本コースを受託し、当コースの趣旨や目的、内容、講師や視察先等の関係者を熟知しており、研修実施に必要な官民双方のリソースを有し、効果的なコースを企画・実施できる機関です。2019 年度以前には、北海道の農業用水管理を行う土地改良区と研修委託契約を締結していましたが、2020 年度以降は、研修委託契約の頻繁な改訂および煩雑な事務手続きに対応困難との理由から辞退された経緯を有しています。

また、特定者は外国人対象の本邦研修（JICA 研修事業含む）の実績を 40 年間有し、研修内容の企画立案から研修全体の進捗管理、通訳、研修員の理解を深めるためのファシリテーションなど、研修員が自国や地域の課題解決に役立てるための総合的なノウハウを有しており、研修委託契約ガイドラインに即して契約を締結し、本コースを運営できる素地を備えている機関であります。

以上より、特定者は本件業務を適切に実施し得る要件を備えていますが、特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1 業務内容

- (1) 業務名：2025-2027 年度 課題別研修「効果的な参加型灌漑管理と水利組織の能力強化（B）」に係る研修委託契約
- (2) 案件概要：別紙2「研修委託業務概要」のとおり
- (3) 実施期間（2025 年度）：2025 年 6 月 12 日～2025 年 7 月 15 日（予定）
- (4) 契約履行期間（2025 年度）：2025 年 5 月上旬～2025 年 11 月下旬（予定）
※2026 年度、2027 年度の実施時期未定。契約履行期間には、事前準備期間及び事後整理期間を含む。

2 応募資格

(1) 基本的要件：

- 1) 公示日において、令和7・8・9年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格」という。）を有する者。又は、当機構の審査により同等の資格を有すると認められた者。
- 2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。

- 3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。

ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。

イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。

- 4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。

ア. 提出者の役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。

エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこ

れを不当に利用するなどしている。

キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

（中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）

ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。

イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。

ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。

エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が 100 人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第 1 条第 1 項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

(2) その他の要件：

- 1) 案件受託上の条件として、2025年度案件を第1回目として受託し、2027年度まで計3回、本案件を受託可能であること。なお、2025年度案件を受託した者とは、業務実施状況に特段の問題がない限り、2027年度案件まで継続契約を行う予定です（ただし、研修対象国の状況等予期しない外部条件の変化が生じた場合を除く）。また、契約は、年度毎に、業務量、価格等について見直しを行なったうえで締結します。

3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思 確認書の提出	提出期間	2024年2月10日(月)午前10時から 2024年2月28日(金)午後12時(正午)迄
	提出場所	JICA 北海道 研修業務課
	提出書類	参加意思確認書
	提出書類	参加意思確認書(別紙3)、同確認書で提出を 求められている資料等
	提出方法	メール
(2) 審査結果 の通知	通知日	2025年3月5日(水)
	通知方法	メール
(3) 審査結果 についての理由 請求	請求場所	JICA 北海道 研修業務課
	請求方法	メール
	請求締切日	2025年3月7日(金)
	回答予定日	2025年3月12日(水)
	回答方法	メール

4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等の提出書類は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等の提出書類を、その審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書等の提出書類の差し替え、及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3(3)を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争若しくは指名競争入札を行います。その場合の手続き詳細は、応募要件を満たす

者及び特定者に対して連絡します。

- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限ります。
- (10) 契約保証金：免除します。
- (11) 共同企業体：共同企業体の結成を認めません。

以 上

2025-2027 年度課題別研修「効果的な参加型灌漑管理と水利組織の能力強化（B）」
研修委託契約 業務概要

以下の記載は、2025 年度に係るものである。2026 年度、2027 年度については、別紙1「業務仕様書」2. 応募要件（2）その他の要件1）を参照。

1. 研修コース概要

- (1) 研修コース名：効果的な参加型灌漑管理と水利組織の能力強化（B）
- (2) 技術研修期間（予定）：2025 年 6 月 12 日（木）～2025 年 7 月 15 日（火）
- (3) 研修員（予定）
 - 1) 定員：13 名
 - 2) 研修対象国：ベナン、ブルキナファソ、ブルンジ、コンゴ共和国、マダガスカル、マリ、セネガル、トーゴ、コンゴ民主共和国
 - 3) 研修対象組織：
中央あるいは地方政府において、稲作の灌漑・排水管理（特に水管理組合の設立・支援）に関わっている者、または水管理組合（稲作）の代表者
対象者：① 農業土木および灌漑土木にかかる基本的な知識を有する者
② 3 年以上の現場経験を有する者
③ 研修使用言語にかかる十分な語学力を有する者
- (4) 研修使用言語：仏語
- (5) 研修の背景・目的：
北海道はおよそ 150 年前に政府主導により本格的な開発がスタートし、短期間で急激な発展を遂げた。その間、土地改良区は行政の働きかけと支援を受けて設立・強化され、単なる水利組合としての機能だけでなく、農家の主体的参加を奨励し地域を活性化させるという地域振興の役割も担ってきた。このような背景と特徴を有する北海道の土地改良区は、農業・農村開発を進める開発途上国にとって大いに参考となる成功事例といえる。一方、灌漑施設の維持管理に関し、多くのアフリカ諸国では灌漑施設の運営に関わる各関係者間の協力が不十分であるため、効果的かつ持続可能な方法での灌漑用水が供給されていない状況が散見されている。灌漑施設を適切に運用するためのシステム・体制が機能していない理由はさまざまであり、これらの中には、行政と農家（組織）双方が、組織的・技術的・財政的要因で直面していることも多い。状態が散見されている。
このプログラムは、灌漑農業に従事する行政官が、講義・現地視察・ディス

カッションを通じて日本の灌漑稲作の経験から得られる知見や教訓を身に着け、帰国後、それぞれの国で灌漑農業が抱える課題に対して解決する能力を強化することを目的として行うものである。

プログラムの内容は、水資源利用に関する立法や組織の枠組みから、日本の水利組織の機能まで多岐にわたる。

JICA 北海道（札幌）では、2002 年より先行して実施したアジア地域向けコースをベースに、2011 年度より課題別研修「英語圏アフリカ地域向け農民参加型用水管理システム」コース（2013 年度より「農民主体型」に名称変更）を実施し、2015 年度から課題別研修「仏語圏アフリカ地域向け 農民主体型用水管理システム」コースを実施しており、2025 年度から名称変更し、実施するものである。

（6）案件目標：研修参加者は、灌漑農家（農民組織）がそれぞれの灌漑条件下での用水管理上の必要な役割を果たすよう促しつつ、効果的な水管理を実現するために必要な知識とスキルを習得する。

（7）単元目標（アウトプット）：

- 1) 各研修員が、講師や他の参加者との議論を通じて特定した、母国での安定的かつ持続可能な灌漑用水供給の運用上の課題を認識する。
- 2) 日本の灌漑農業に関する法的枠組みと行政構造を理解する。
- 3) 日本における水利組織とその灌漑施設の役割と機能を理解する。
- 4) 灌漑農業において、より効果的な水管理を実現するためのアクションプランを策定する。

（8）研修内容

1) 研修項目：

【講義】土地改良制度、土地改良区の概要、土地改良区の組織・会計、下部組織の運営・会計、土地改良区・下部組織・農家の行う水管理、国・北海道・市町村・土地改良区が行う土地改良事業、水利権、農民参加型組織、土地改良事業団体連合会の役割等

【視察】土地改良区の管理する施設、近郊農家、農協等

【討論・演習】インセプションレポート発表会、各国の灌漑組織の現状把握と問題分析、アクションプラン作成指導、アクションプラン発表

2) 研修方法

ア. 講義

イ. 討議

ウ. 見学・研修旅行

エ. レポートの作成・発表

3) 当機構が実施するプログラム

ア. 集合ブリーフィング

来日時事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明を、通常来日の翌日に実施する。

イ. ジェネラル・オリエンテーション（研修開始前にオンラインで動画配信）

技術研修に先立って、日本滞在中の必要知識として、日本の政治・経済、歴史、社会制度等についてオリエンテーションを行う。

2. 委託業務の内容

(1) 契約履行期間（予定）

2025年5月上旬～2025年11月下旬

（この期間には、事前準備・事後整理期間を含みます）

(2) 業務の概要

開発途上国から研修員として日本に招いた灌漑管理分野の開発の中核を担う人材に対し、研修目標達成のために、それぞれの自国で効果的な水管理を実現するために必要な日本の事例を紹介し、知識や技術を提供する。

(3) 詳細

- 1) 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
- 2) 講師・見学先・実習先の選定
- 3) 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- 4) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- 5) 講師・見学先への連絡・確認
- 6) JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- 7) 講義室・会場等の手配
- 8) 使用資機材の手配
- 9) テキストの選定と準備（翻訳・印刷業務含む）
- 10) 講師への参考資料（テキスト等）の送付
- 11) 講師からの原稿等の取付、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICA への報告
- 12) 講師・見学先への手配結果の報告
- 13) 研修監理員との連絡調整
- 14) プログラム・オリエンテーションの実施
- 15) 研修員の技術レベルの把握

- 16) 研修員作成の技術レポート等の評価
- 17) 研修員からの技術的質問への回答
- 18) 研修旅行同行依頼文書の作成・発信
- 19) 評価会、技術討論会（各種レポート発表会含む）の準備、出席
- 20) 閉講式実施補佐
- 21) 研修監理員からの報告聴取
- 22) 講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- 23) 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- 24) 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却

(4) 研修受託上の工夫（あれば）

3. 留意事項

- (1) 当機構は、本研修コース実施にあたって仏語－日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を1名（必要に応じてスポット2名）配置予定です。研修監理員は、JICAが実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ（通訳）、研修員の研修理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。JICAは登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します（委任契約）。
- (2) 研修員及び同行者（上限1名）の研修旅行にかかる国内移動・宿泊については、当機構が別途委託している旅行会社が手配を行います。
- (3) 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更となる可能性があります。
- (4) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下JICA HPを参照願います。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

以 上